◎新潟県告示第743号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟地域振興局新津地域整備部において縦覧に供する。

令和元年12月17日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　区域の名称

田家（追加）急傾斜地崩壊危険区域

２　区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から22号までを順次結んだ線及び標柱22号と１号を平成２年新潟県告示第593号で指定した田家急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

新潟市秋葉区

田家一丁目

3423番２	１号
3426番２	２号
3426番２地先道路敷	３号
3976番５	４号及び５号
3977番１地先道路敷	６号
3977番１	７号
3977番２	８号
3978番	９号
3980番	10号
3981番	11号及び12号
3984番２	13号
3985番	14号から16号まで
3976番１	17号及び18号
3975番２	19号及び20号
3426番３	21号
3423番１	22号